

飼養衛生管理基準の改正

農林水産省は令和2年6月30日、家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、家畜の所有者が最低限守るべき衛生管理の方法を規定している「飼養衛生管理基準」を改正した。ここでは、牛等に関する基準で改正された項目の概要を紹介する。

1. 改正の経緯

飼養衛生管理基準は、家畜伝染病予防法の規定に基づき、少なくとも5年ごとに再検討を行い、必要があると認められるときは、これを改正することとされている。このたびの改正は、わが国における平成4年以来26年振りの豚熱（CSF）の発生及びアジア地域でのアフリカ豚熱（ASF）の感染拡大を踏まえ、令和2年4月に「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律」が公布されたことにもない実施された。

牛等に関する基準で新設された項目は、①家畜の所有者の責務、②飼養衛生管理に係るマニュアル作成並びに従業員及び関係者への周知徹底、③野生動物での家畜伝染病の感染確認による発生リスクの高まりへの追加措置、④放牧制限の準備、⑤愛玩動物の飼育禁止、⑥ねずみ及び害虫の駆除、⑦衛生管理区域内の整理整頓及び消毒、⑧衛生管理区域から搬出する物品の消毒などである。

2. 牛等に関して改正された基準

(1) 家畜の所有者の責務を新設（令和2年10月施行）

家畜の所有者は、飼養する家畜について、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に対する責任を有する。関係法令を遵守するとともに、この規定を踏まえ、農場の防疫体制を構築し、農場の所在地域で飼養されている家畜の所有者その他の関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行うこと。

また、家畜の所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあつては、常時連絡が可能である体制を確保し、この取組について確実に当該飼養衛生管理者に実施させること。

(2) 飼養衛生管理に係るマニュアル作成並びに

従業員及び関係者への周知徹底を追加（令和4年2月施行）

次に掲げる事項を規定するマニュアルを作成すること。マニュアルの作成に当たっては、獣医師等の専門家の意見を反映させること。従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講ずること。家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者に周知徹底すること。

- 1) 従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項
- 2) 海外渡航時及び帰国後の注意事項
- 3) 海外からの肉製品の持込み（郵便物による持込みを含む。）に関する注意喚起
- 4) 農場内への不適切な物品の持込みの禁止
- 5) 可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組
- 6) 持ち込む工具、機材、食品等の取扱い
- 7) 猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止
- 8) 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止
- 9) 農場における防疫のための更衣
- 10) 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等

(3) 野生動物での家畜伝染病の感染確認による発生リスクの高まりへの追加措置を新設（令和2年10月施行）

家畜の所有者は、野生動物が口蹄疫等の家畜伝染病の病原体に感染したことが確認されているなど家畜伝染病の発生リスクが高まっているものとして農林水産大臣が指定する地域（以下、大臣指定地域という。）において追加措置を講ずることとなる次に掲げる1)及び2)について、平時からその取組内容を習熟しておくこと。

- 1) 当日に他の畜産関係施設等又は大臣指定地域に立ち入った者（農場の従事者、家畜防疫

員、獣医師、家畜人工授精師、削蹄師、飼料運搬業者、集乳業者その他の畜産関係者を除く。)及び過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を衛生管理区域に立ち入らせないようすること(その者が、シャワーによる身体の洗浄その他の必要な措置を講じた上で、やむを得ず立ち入る場合を除く。)

2) 大臣指定地域において収穫された農産物等を自ら飼料、敷料等に利用する場合は、家畜保健衛生所に助言を求め、指導に従うこと。

(4) 衛生管理区域の考え方を明確化(令和2年10月施行)

農場に、病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の場所が明確に分かるようにすること。衛生管理区域は、畜舎、家畜に直接接触する物品の保管場所並びに家畜に直接接触した者が消毒並びに衣服及び靴の交換(畜舎ごとに行う消毒並びに衣服及び靴の交換を除く。)を行わずに行動する範囲の全てを網羅すること。

また、衛生管理区域の設定に当たっては、出入口の数が必要最小限となり、家畜、資材、死体等の持込み又は持出し場所が可能な限り境界に位置するよう設定すること。

(5) 放牧制限の準備について新設(令和3年10月施行)

家畜伝染病予防法の規定に基づく放牧の停止又は制限があった場合に備え、家畜を収容できる避難用設備の確保又は出荷若しくは移動のための準備措置を講ずること。

(6) 愛玩動物の飼育禁止を新設(令和2年10月施行)

猫等の愛玩動物について、衛生管理区域内への持込み及び衛生管理区域内での飼育をしないこと(愛玩動物の飼養を業務とする観光牧場等において、飼育場所を限定する場合を除く。)

(7) 衛生管理区域入口での更衣及び車両の乗降の際の交差汚染防止措置を追加(令和2年10月施行)

衛生管理区域専用の衣服及び靴(衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から着用する衛生的な衣服及び靴の上から着用する衛生的なブーツカバーを含む。以下同じ。)を設置し、衛生管理区域に立ち入る者に対し、これらを着実に着用させること(その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、これらを着用する場合を

除く。)。更衣による病原体の衛生管理区域への侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管し、かつ、更衣の前後に利用する経路を一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。衣服又は靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。

また、衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。)。衛生管理区域に車両を入れる者に対し、当該農場専用のフロアマットの使用その他の方法により、車内における交差汚染を防止するための措置を講じさせること(その者が衛生管理区域内で降車しない場合を除く。)

(8) 畜舎入口における伝播防止対策として、靴の消毒による方法に加え、専用の靴に履き替える方法を追加(令和2年10月施行)

畜舎ごとの専用の靴を設置し、畜舎に入る者に対し、これを着実に着用させる又は靴の消毒をさせること。ただし、靴が畜舎外において病原体に汚染する可能性がない状況で行う畜舎間の移動については、この限りでない。靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。

(9) ねずみ及び害虫の駆除について新設(令和2年10月施行)

ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うために殺そ剤及び殺虫剤の散布、粘着シートの設置その他の必要な措置を講ずること。

(10) 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒の新設(令和2年10月施行)

衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくすとともに、病原体が侵入した場合に当該病原体が残存しないよう、不要な資材等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓等を行って、敷地を定期的に消毒すること。

(11) 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等を新設(令和2年10月施行)

家畜の排せつ物等が付着し、又は付着したおそれのある物品を衛生管理区域から持ち出す場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。